

一部不支給・返納制度を導入した場合のイメージ図

資料8

支給制限		返納	
現行制度	検討対象	現行制度	検討対象
禁錮以上の刑 の確定	① 全額不支給	全額返納	③ 全額返納
	②—一部不支給も可(執行猶予等)		④—一部返納も可(執行猶予等)
懲戒免職等 (禁錮以上の刑 の確定以外)	⑤ 全額不支給 (懲戒免職)	返納せず	⑨ 全額返納 (懲戒免職相当)
	⑥ 一部不支給も可 (懲戒免職(軽度))		⑩ 一部返納も可 (懲戒免職相当(軽度))
	⑦ 調整額不支給 (免職以外の懲戒処分 (3か月以内))		⑪ 一部返納も可 (免職相当以外の処分)
	⑧ 全額支給 (それ以外)		⑫ 返納せず

※現行より支給制限・返納が強化 、現行より支給制限・返納が緩和 